



交通安全情報No.91

ストップ・ザ・交通事故

平成30年12月14日
警察本部交通部
交通総合対策センター

上川総合振興局から 飲酒運転根絶緊急対策 の実施が発表!!

平成30年12月14日、上川総合振興局から、「飲酒運転根絶緊急対策」の実施が発表されました。

※ 北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づくもの。

○ 対策地域

上川総合振興局管内

本年、上川総合振興局における同対策は2回目

1	旭川市	12/12	酒気を帯びて車を運転したもの	30歳・男
2	旭川市	12/13		58歳・男
3	旭川市	12/13		68歳・女

※ 連続した2日間で飲酒運転の逮捕事案が3件発生したため。

○ 対策期間

12月14日(金)から12月20日(木)までの7日間

○ 主な対策実施内容

上川総合振興局を始めとする関係機関・団体が中心となり、
飲酒運転根絶に向けた広報・啓発、街頭指導活動を実施
北海道警察では、飲酒運転取締活動を強化



□■□ 運転者以外の罰則 □■□

車両提供罪 → 飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供すること。

酒類提供罪 → 飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供すること。

同乗罪 → 運転者が飲酒していることを知りながら、要求・依頼して同乗すること。

◎ 上記に該当する場合、運転者以外にも罰則が!!

**道内では、飲酒運転の逮捕者が後を絶たず!!
「飲んだら乗らない、乗らせない」飲酒運転の根絶を!**